

令和6年8月19日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、第一電気工業株式会社が札幌簡易裁判所において、労働基準法違反として罰金刑に処されその刑が確定したことから、指名停止1か月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当)

第一電気工業株式会社は、労働者との労働契約の締結に際し、賃金の決定、計算及び支払の方法等に関する事項について、書面を交付する方法により労働条件を明示しなかったことにより、労働基準法違反で札幌簡易裁判所にて罰金刑に処せられ、最高裁判所において上告が棄却されたことで刑が確定したため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
第一電気工業株式会社	札幌市中央区南5条西14丁目2番2号

2. 指名停止措置期間：令和6年8月19日～令和6年9月18日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 森 千栄（内線 5499）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>